

# 佐倉市の耐震補助事業の概要

市では、お住まいの戸建て木造住宅を対象にした『木造建築物耐震診断補助事業』『木造住宅補強改造工事補助事業』『耐震補強リフォーム補助事業』及び『耐震シェルター設置リフォーム補助事業』を設けています。

※各補助事業は事前申請です。補助事業を利用される場合は、診断・工事を実施する前に申請をお願いいたします。

※補助申請が多数の場合、年度途中で申込みを締め切ることがあります。

※『代理受領制度』が利用できます。詳細は当課ホームページをご覧ください。

## 1. 木造建築物耐震診断補助

①対象となる耐震診断	「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づき、耐震診断士が一般財団法人日本建築防災協会の評価を受けたソフトウェアで行う一般診断法による耐震診断又は精密診断法による耐震診断（時刻歴応答計算による方法を除く）
②対象となる建物	<p>A 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されていて、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築されていないもの</p> <p>B 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日以前に建築されていて、平成 12 年 6 月 1 日以降に増築されていないもの</p> <p>※昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築物で昭和 56 年 5 月 31 日から平成 12 年 5 月 31 日以前に増築されたものは B に該当</p> <p>(1)申請者が居住する戸建木造(丸太組・プレハブ等を除く)住宅であること</p> <p>(2)建築時における建築基準法に規定する構造耐力規定に適合するもの</p> <p>(3)敷地内の建築物を含め、補助金の申請時において建築基準法の集団関係規定等に抵触していないこと</p> <p>(4)原則として、過去に耐震診断補助金の交付を受けていないもの</p>
③補助金額	<p>A 耐震診断に要する経費で、市が算出した額の <b>2/3</b> かつ <b>7万5000円</b> を限度</p> <p>B 耐震診断に要する経費で、市が算出した額の <b>2/3</b> かつ <b>4万円</b> を限度</p>

## 2. 木造住宅補強改造工事補助

①対象となる 耐震補強工 事	補強設計（耐震診断の結果に基づき、工事を行うために耐震診断士がまとめた補強計画及び設計図書）に基づき、建築物の耐震性を高めるために行う工事
②対象となる 建物	<p>A 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されていて、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築されていないもの</p> <p>B Aに該当する建物のうち、満 60 歳以上の者のみの世帯、市の定める障害者のいる世帯、非課税世帯のいずれかに該当する世帯が居住するもの</p> <p>C 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日以前に建築されていて、平成 12 年 6 月 1 日以降に増築されていないもの</p> <p>※昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築物で昭和 56 年 5 月 31 日から平成 12 年 5 月 31 日以前に増築されたものはCに該当</p> <p>(1)耐震診断補助事業の②対象となる建物の要件(1)～(4)に該当するもの</p> <p>(2)耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された建築物であること</p> <p>(3)耐震補強後の建築物に期待できる耐震性の診断が、「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」であること</p> <p>(4)原則として、過去に耐震補強補助金の交付を受けていないもの</p> <p>耐震診断補助金の交付を受けていない場合でも、要件が整っている場合は、耐震補強工事の補助金を受けることが可能</p>
③補助金額	<p>A 耐震補強工事に要した経費で、市が算出した額の <u>1/2</u> かつ <u>70 万円</u> を限度</p> <p>B 耐震補強工事に要した経費で、市が算出した額の <u>1/2</u> かつ <u>100 万円</u> を限度</p> <p>C 耐震補強工事に要した経費で、市が算出した額の <u>1/2</u> かつ <u>50 万円</u> を限度</p>
④その他	耐震改修工事を行った住宅で、税控除等の対象要件を満たす場合、固定資産税の減額・所得税の控除を受けることが可能

## 3. 耐震補強リフォーム補助

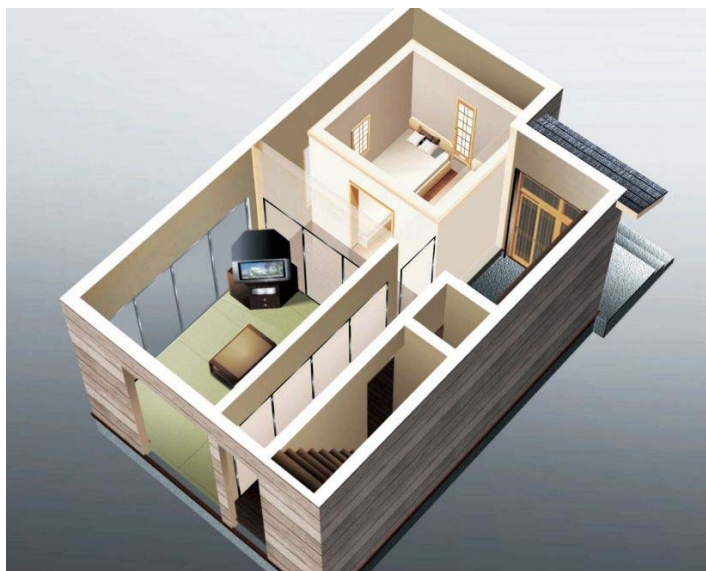
①対象者	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、それ以降に増築されていない木造戸建て住宅に居住または耐震補強後入居する方
②対象となるリフォーム	(1)補助金の交付を受けて行う耐震補強工事と同時に行うもの (2)建物の構造部分（屋根・天井・建具・小屋組み・壁体等）、もしくは仕上げ（屋根・天井・建具・内外装）に係る工事又は転倒防止のため家具を金物で固定する工事
③対象とならないリフォーム	(1)新築、改築、増築に係る工事 (2)外構工事 (3)住宅機器の設置、取り換え、接続、配線等に係る工事 (4)解体工事 (5)他の補助金、助成金、支給金の対象となる工事
④補助金額	リフォームに要する経費のうち市長が適当と認める経費の <u>1/10</u> かつ <u>10万円</u> を限度

## 4. 耐震シェルター設置リフォーム補助

①対象者	(1)昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、それ以降に増築されていない木造戸建て住宅に居住またはシェルター設置後入居する方(※小規模の増築の場合は対象となることがあります) (2)満 60 歳以上の方のみで構成された世帯もしくは、『佐倉市避難行動要支援者避難支援全体計画』における避難行動要支援者のうち、抽出方式の要件に該当する方が居住している住宅 (3)耐震シェルターの設置とあわせてリフォームを行う方
②対象となるシェルター	1 階の主たる居室に、格子状または面的な構築物を設置するもので、以下に該当するもの ・国または地方公共団体が推奨しているもの ・構造設計一級建築士が設計したもの
③対象となるリフォーム	耐震補強リフォーム補助事業②(2)及び③の説明をご覧ください
④補助金額	下記のAとBを合計した額が補助金額となります(最高 <u>25万円</u> ) A 耐震シェルターの設置及びその設置に伴う建築士による工事監理に要する経費のうち市長が適当と認める経費の <u>1/2</u> かつ <u>15万円</u> を限度 B リフォームに要する経費のうち、市長が適当と認める経費の <u>1/10</u> かつ <u>10万円</u> を限度

## ⑤その他条件

- (1)当該住宅が存する敷地内の他の建築物を含め、補助金の申請の時及び交付の時において建築基準法（昭和25年法律第201号）の集団関係規定等に抵触していないもの
- (2)建築時における建築基準法に規定する構造耐力規定に適合するもの
- (3)当該補助金（これに類する補助金、助成金又は支給金を含む）の交付を受けていないもの
- (4)過去に耐震診断補助金の交付を受けている場合、耐震診断の結果が「倒壊しない」または「一応倒壊しない」でないこと



『耐震シェルター』のイメージ

お問い合わせは…

佐倉市都市部建築指導課 指導班

TEL：043-484-6169

FAX：043-485-0108